

指定更新時に指定有効期限を合わせる場合の取扱いについて

本市では、更新対象事業所のサービスと、同一所在地で行う同種のサービス事業所の指定有効期限が異なる場合、同時に指定更新申請を行い、更新後の指定有効期限を合わせることを可能としています。

(この取扱いは、手続等に係る事務負担の軽減を目的とするもので、必須ではありません。有効期限を合わせない場合は、これまでどおりサービスごとに指定更新申請の手続きを行ってください。)

具体的な手続き方法等は、以下のとおりです。

1 指定有効期限を合わせることが可能な対象サービス

- ① 同一種別の「居宅サービス」と「介護予防サービス」（地域密着型含む）、「第1号事業」（訪問系サービス、通所系サービス）

(例) 訪問看護と介護予防訪問看護

訪問介護と予防型訪問介護サービス、生活支援型訪問介護サービス

- ② 「(介護予防)福祉用具貸与」と「特定(介護予防)福祉用具販売」
 ③ 「介護老人福祉施設」と「(介護予防)短期入所生活介護」

2 手続き方法

指定更新申請に必要な書類に加え、指定有効期限を合わせて更新する旨の申出書を作成し提出してください。作成例は鹿児島市ホームページへ掲載しております。

ホーム > 健康・福祉 > 介護保険 > 事業者関係 > 介護サービス事業者に係る申請・届出等 > 指定更新時に指定有効期限を合わせる場合の取扱い（介護保険サービス事業者関係）

【例】同時に指定更新申請する場合

	H28. 4. 1	H29. 4. 1	H30. 4. 1	H31. 4. 1	R2. 4. 1	R3. 4. 1	R4. 4. 1	R5. 4. 1	R6. 4. 1	R7. 4. 1	R8. 4. 1	
(総合事業)												
訪問型サービス			指定	→				更新	→			
通所型サービス												
訪問介護	指定	→						更新	→			
通所介護												
地域密着型通所介護												

更新申請が一度で完了、
次回以降6年ごとに同時更新申請可能